

『社会政策論の方向転換』への旅(下)

池田 信

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| はじめに | (4) 労働組合 ストライキ論 |
| 1 実践的直観 場所即過程の弁証法 | (5) 社会政策の基礎理論 |
| 2 重工業における機械工組合の確立 | (6) 労働組合法論 |
| (1) 研究に際しての心構え | (7) 社会政策思想と社会行政との融合 |
| (2) 労働組合期成会鉄工組合 | 4 メタ理論の探求 |
| (3) 友愛会 | (1) イデオロギー論と構造作用論 |
| (4) 戦間期以降の労働組合 労働関係
(以上, 531号) | (2) 戦略 関係主義 |
| 3 日本の社会政策思想史(以下, 本号) | (3) 政策論と社会論 |
| (1) 「学会」史批判 | 5 『社会政策論の方向転換』 |
| (2) 私の研究方法 | |
| (3) 工場法論 | |

3 日本の社会政策思想史

(1) 「学会」史批判

労働組合期成会 鉄工組合や友愛会について研究しているとき、日本では労働政策においてだけでなく労働組合の形成においても社会政策学会員が果たした役割が大きいことを痛感した。そこで日本社会政策思想の果たした役割をもっと詳しく知りたいと思った。

関谷耕一「日本『社会政策学会』史」(福島大学『商業論集』26-4, 27-1, 以下「学会」史と略記)が1958年に公にされ、また同年の社会政策学会大会で同氏を委員の一人とする「社会政策学会小史」小委員会が発足している。上記の論文は個人のものであるが、戦前日本の社会政策学会史に関する標準的なテキストとして読

まれていた。この論文を読んでみて仰天した。彼が描くイメージが私のそれとはまったく異なっていたからである。ちなみにこの小委員会は学会の編集した『社会政策叢書』の復刻と別巻1冊の編纂を行うにとどまった。この別巻には、諸史料と年譜の他に、「学会」史が「<史料集成>を理解するためにきわめて有益」として、それに対する批判を併記しながらも、なんの検討も加えられることなく、再録されている。

この論文によれば、戦前日本の社会政策学会員たちは、ごく少数の例外はあるものの全体として一貫して労働組合を否定したことになる。これはまったく事実と反する。学会の立場を公的に示した「社会政策学会趣意書」「社会政策学会弁明書」が職工組合 共済組合 消

費組合などによる下からの改良を社会政策の構想の中に明確に位置づけていたことについては、¹において詳しく論証しているのでここでは反復しない。学会員の櫛田民蔵が1920年に書いた草稿『「共産党宣言」の研究』が50年後に刊行された(大内兵衛補修,1970年,青木書店)。マルキストの立場から日本の社会政策思想を批判的に紹介しているが、その内容は「学会」史の理解とは対照的であり、それに比べればはるかにまっとうで正確である。

「彼らという『われわれは極端な個人主義には反対すると同時にまた極端な社会主義に反対する』(日本社会政策学会綱領)と。(中略)彼らは一方においては工場法や労働保険やについて国家が進歩的な案をすすめてそれを実行するようにつとめる,また他方においては彼らは労働組合や消費組合のような労働者の自助的社会政策や工場法その他の国家的社会政策をも奨励し自らその運動の側に立つ。しかし,その政策がいかに多様でいかに人道的であっても,それらを一貫した目的が資本主義社会から革命の要素をとりのぞくためであって,根本的な生産関係,すなわち労資の関係を根本的に改めるというのではない。その政策にはおのずから限度がある。たとえば,労働者の団結権の問題についても,その限度をストライキや団体交渉の範囲にとどめ,彼らの団体が政治的革命的な目標をもつことをゆるさない。こういう限度内の目的組合はしぜん黄色組合であって,マルクス主義ではない」(220頁)。

ところが「学会」史の主張によれば,学会が「国家主義的見地」,「社会・労働問題の予防という立場」,「社会主義反対の主張」にたっていたので,ストライキや労働組合は問題予防でなく問題惹起の要因であり,ひいては社会主義に通じていくものと判断して,それらを否認したという。なんの論証も説明もなくこの図式が復

誦され,学会員の言説はただそれに合うように裁断されていく。

例をあげればきりがないが,ただ一つ福田徳三の扱われ方を示しておこう。福田は19世紀末からの社会労働情勢の変化にきわめて敏感であった。先進諸国において団体交渉・労働協約の関係がしだいに支配的となり,また最低生活保障につらなる諸法が制定され始めた。一連の論文において労働契約の内容を労働協約によって規制することを私法的社会政策化と呼んで積極的に評価し,さらに私法的社会政策化を国民規模に拡大して財産権に対する生存権の主張を行うようになる()。ところが関谷論文による評価では,高野岩三郎のいう下からの社会改良が「福田の目には,やがて労働組合を通ずる社会改良要求の運動にまで,ひいては,社会主義運動にまで発展するであろうと映じていたのである。したがって,此の点に対する防壁を築いて,社会政策の存在を意味づけることが福田の社会政策論であり,その限りでは,学会の伝統の一面を継承した論理に他ならなかったといえる」ということになる。社会主義に対する防壁だけでなく,社会改良運動にまで防壁を築こうとしたのであるという。

1922年に福田は『社会政策と階級闘争』と題する著書を公にしている。そこで彼は「社会政策とは社会が社会の為に社会の力によりて行ふ處の政策である」という独自の主張をして国家主義的論拠づけを拒んでいるが,ここで注目しておきたいのは,団体交渉の経済学とその厚生の意義を論じているところである。そこで彼は,賃上げしても雇用の減少を来さない限界点があり,これまでの賃上げ闘争はそこまでには達していない,そこにできるだけ近づけることが労働者のみならず国民全体の厚生を高めることになる,妥結点は労資の交渉力の角逐によって決まるのであり,協調主義的調停・仲裁はな

すべきでない、と主張している（参照）。階級闘争による社会主義的変革には反対するが、賃上げ闘争を労働組合が積極的に推進すべきことを説いているのである。

ところが「学会」史では、「労働者が、労働組合によって労働力=商品の売り手としてその買手である資本家と取引関係に立てば、ここに、その取引価格である賃金をはじめ諸々の労働条件、労働の供給制限などこれまで潜在的であった問題が顕在化してくる。これらの問題はもはや社会の調和を乱したり、国家の進展を妨害する問題として、予防されなければならないと学会が考えた労働問題ではない」、このことは「社会政策学会に（中略）労働問題予防ないしは解決のための政策立案の学会であることから、労働問題研究の学会であることを要求して来ることになる」という。ここには二つの問題点がある。一つは、社会政策学会が社会政策研究の学会であるという自明の意義を否定してしまうことであり、いまひとつは、政策的見地にたてば労働経済や労使関係の研究は不可能と断定していることである。学会員たちは、政策的見地から当然に先進諸国における理論や運動に学びながら労働力商品の取引関係をも考察し、論じている。労働経済や労使関係の考察なしに労働政策の構想を立てられるはずもない。もちろんその内容に対する批判的な検討は必要であるが、そのことと労働問題検討の欠如と断定することは別の問題である。福田はじめ学会員の論述はなにひとつまともには読まれていないのである。

学会史料の収集における、また学会年譜の作成における関谷の業績は大きいと考えるが、「学会」史はあまりにも多くの誤認を有している。ここで問うべき問題は、なにが有能な研究者をこのような方向に導いたかである。

第一は、講座派的な感性が学会を支配してい

たことである。それは戦前の日本の国家は絶対主義的国家であり、社会政策思想はこの国家を支えるイデオロギーであるから必然的に国家至上主義的であり、ストライキや労働組合を否定するものだという思い込みである。また社会主義への親和的な態度が社会改良主義への敵対的感情を抱かせていたといえよう。歴史学者の松尾尊兌はきわめて説得力のある「学会」史批判を行っている。そのなかで戦後学会員の理解の低さを彼らじしんの文を引いて示している。住谷悦次＝「官僚的・資本家的国家のために階級闘争の抹殺者として出現したもの」、岸本英太郎＝「労働争議・労働組合運動・社会主義を否定し、その上で天皇制支配の立場に立って『上から』の社会政策を主張する「絶対主義的改良主義」、大河内一男＝「全体としてその立場は国家主義的基調に立っての社会改良・労資協調を基軸とするものであって、労働階級の自主的な組織や闘争については、必ずしも積極的な好意を示すものではなかった」（『大正デモクラシーの研究』1966年、青木書店、155頁）。「学会」史はこのようなイデオロギーの場で構成されたのである。

第二は、戦後日本の社会政策学会が社会政策思想を学問的に考察する方途を見いだせなかったことである。風早八十二は「社会政策の理論は社会政策を資本の運動法則に従属するものとして分析することによって始めて科学性を確保しうる」と述べ、この立場に立つ論者として森耕二郎、大河内一男そしてみずからをあげている（『労働の理論と政策』1938年、時潮社、79頁以下）。この考えは戦後の学会に継がれて主流となり、学会において社会政策の必然性 本質について議論が活発に交わされることになった。この本質主義的な理解に立てば、社会政策思想は「資本の運動法則に従属」するものとなり、そのイデオロギーは資本主義社会に占める

主唱者の地位によって規定される。「社会科学」的には社会政策イデオロギーはこの原則の例示とみれば事足りるということになってしまう。ここでは社会政策思想が構成される面のみが強調され、それが現実を独自に構成するということは無視される。この思想にたとえ批判的であっても、それが社会政策諸法の制定 施行や労働組合運動などに実際にどのような効果をもったかを検証することは、その研究者としては欠かすことができないはずである。

(2) 私の研究方法

これまでの研究方法への上記のような批判を踏まえたくて、私は研究方法を以下の点に求めた。

第一に、代表的な学者の諸言説をその人の立場に立って追思惟し、その論理の全体的な関連と展開とを整理することである。そのさいにはどのような政策理念をもち、どのように政策目的を建て、政策諸手段を節合しているか、既存の政策構想や政策システムとどう関わっているかを検討する。

第二に、その政策構想は、現実のどのような諸要因に促迫されて形成されたのかを研究者の立場から究明することである。

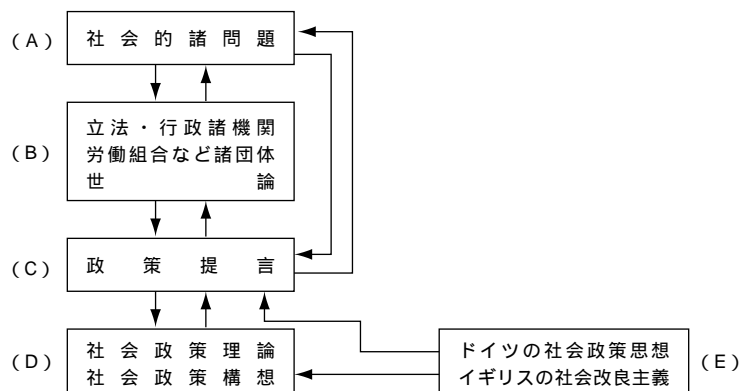
第三に、その政策構想が現実をどのように構成したかを考える。社会政策の言説そのものが、

またそれを支える社会政策学会それ自体が現実を構成しているが、さらにそれが社会政策諸法の形成に、また関係諸機関 団体の活動にどのような効果をもたらしたか、あるいはもたらさなかったか、を検証する。日本の場合は社会政策思想家の理論が、さらに彼らじしんの活動が労働組合に及ぼした効果について検証することがとりわけ必要である。なお、対象を社会政策理論や労働問題についての言説に限定したが、これは私の研究能力からさしあたってそうしたのであって、けっしてそれ以外の言説を意義のないものとしたのではない。

第2の点については、下図をご覧ください。

(C)は、(A)が直接に、あるいは(B)を介して提起する政策的要請を受け止めて検討し、その対応策を提示しようとする。その策定を可能にする場所が(D)であり、日本の場合、(D)は(E)から多くの示唆を受ける。(C)がその立場からこれらの関係にもとづく諸要素を節合するところに社会政策思想は成立する。

この見地にたって日本の社会政策思想の始点を求めたところ、農商務省の職工条例構想を批判した、1891年の添田寿一 金井延 佐久間貞一 高野房太郎の論文がその条件をおおよそ満たしていることが分かった。始点の論理を明示



することは学問にとって大切なことであって、ドイツ新歴史学派の考えを紹介するにとどまっていたのでは、それは準備体操のようなものであって、日本の社会政策思想の競技スタートという訳にはいかないのである。ともあれこの始点を明らかにしえたことによって、その後の研究を順調に進める条件を整えることができた。

私の日本社会政策思想史研究は、1891年からおよそ1920年代前半までの時期を対象に行っている。とがそれにあたる。の第2章「戦前期日本の社会政策論」は、社会政策学会100年を記念した1997年秋の大会での報告をもとにまとめたものである。これはの内容を圧縮して（しかし若干対象を拡大して）示しているのので、私のこの分野の研究の全体像を頭に描いていただくのに役立つと思う。

(3) 工場法論

「職工事情」調査の結果にもとづいて1902年に作成された『工場調査要領』は、工場法の必要を生産 防貧 公衆衛生 軍事 家族生活 労資調和など多面的見地から論じている。私はここからたいへん大きな示唆を与えられた。まだ明示的になってはいないが、戦略 関係主義の考えが形を取り始めたのはこのころからである。ここから本質 必然主義に向かう大河内理論とはまったく異なった方向に進んだのである。日本工場法論はたがいの研究の分水嶺となった。

大河内一男はその論文「労働保護立法の理論に就て」において多くの要因があることを認めながらも、生産政策的見地以外のものは「立法制定の重要な動機」ではあっても「随伴的理由」にすぎず、「第一義的理由とはなり得ない」という。確かに生産政策的見地がもっとも重要で有力なものであったことに疑う余地はなく、そこにとどまっている限りでは異論はないが、問題はここで本質的なものと随伴的なものという

二分法を取っていることであり、ここから本質主義的な理解に突き進むということにある。政策論的にいえば、国家的見地から、これらの要素はどのように節合されたかを、さらに生産政策的契機に着目するならば、それがどのように現に在る資本主義的再生産に由来する必要と関わっており、またそれが上記の節合関係の中でどのような位置を占めているかを、明らかにしなければならない。そのようにしてはじめて日本の工場法はそれ自体として把握できるのである。本質 必然主義は、顛倒した認識である。時代が進むにつれてこの顛倒性はいっそう明白となる。そもそも社会政策には本質なるものではなく、それをあたかもあるかのごとく考えて問題に取り組むのは、解のない詰め将棋の問題に熱中するようなものである。社会政策の本質論争が立ち消えになったのは、当然の成り行きであった。

日本の健康保険法の成立とその特質を理解するのもにも戦略 関係主義が有効であり、この立場にたつことによって見えてきた風景が沢山あったが、長くなるのでここでは論じない。の第1部第2章「健康保険法の成立」をご参照いただきたい。

(4) 労働組合 ストライキ論

日本の社会政策思想家たちの労働組合論、ストライキ論を検討していてそれぞれに独自性があるものの、また若干の例外があるものの、一つの共通の認識があることに気づいた。工業化はストライキを引き起こす、それは社会にとっては害悪であるが、労働者にとっては労働力取引上の武器である、社会の利益と労働者の利益を調和させるために調停仲裁制度が必要である、労働組合の存在はかえって交渉による平和的な解決をもたらす、という主張であった。

鉄工組合時代の片山潜もその例外ではなかった。ストライキの積極的な意義を強調する一方、

それは「一大弊害」であるともいう。その真意は上記の共通の認識であった。この点は 第2部第5章第3節「片山潜の理論」で論じているが、現在においてもなお私の気にかかっているのは、 において彼の文章の解釈を誤ったことである。

片山は「今後の労働運動」(『六合雑誌』225)のなかで次のように書いている。

「組合の利器は罷工にあり…組合の実を上げんと欲するか、組合として動かざる可からず、組合として動かすか、組合は其雇主に向って要求する所なかる可からず、要求して雇主が之を聞き入れざる時は同盟罷工をなしても之を達せざる可からず。是れ労働組合の真相なり」,(同盟罷工を用いないで)「我組合は唯救済を行ひ、…資本と労働の調和を計るが目的なりなど云ふは、一時社会を瞞着して組合発達の暴害をさげんが為めの空言のみ」

私は で「片山は、労使協調主義に対する批判をつよめ、…労働組合による団体交渉とストライキについての主張をいっそう明確に、いっそう現実的な問題として主張するようになった」と解釈した。「暴害」という言葉が「妨害」の誤植であれば、そして引用した文章だけから解釈すればそのようにもいえるであろう。しかし、誤植とは考えにくい。「暴害」はあくまでも暴害であろう。そのことが気になるままに残っていたが、今回この論文を再読してみて、それがまさしく暴害として論じられていることが分かった。この論文の意図するところは、現在はストライキをやっても成果を上げうる状況にはないので、組合活動も必要ではあるが、その活動よりも「組合外に必要な事業」に、すなわち労働者教育 労働者信用機関 労働者保護に尽力する必要を説くことにあった。その文脈において「社会にとってはストライキは暴害」という旧来の主張の一契機が強調されたのであ

る。

この論文を公にした数ヶ月後、待遇改善運動をおこすことについて相談にきた日本鉄道の機械工にたいして、団結が強固でなければかえって禍害をもたらすかもしれない、結束を固めることが先決と説いているが、この論文とのつながりにおいてみれば、それはむしろ自重を説くものであったように思われる。ともあれ片山潜の当該論文についての私の読解に間違いがあったことを、ここに記録しておきたい。

(5) 社会政策の基礎理論

社会政策学会前期の代表的な理論家は金井延であると考えられがちであるが、私はその理論の深さや影響力において、桑田熊蔵のほうがはるかに優れていると考える。学会の趣意書と弁明書は、桑田の理論にもとづいて書かれている。これにたいして後期の代表的理論家は間違いなく福田徳三であろう。彼は19世紀末以降の情勢の大きな転換についてきわめて優れた直観力を持ち、そこから桑田理論とは原理的に異なる新しい理論の構築に力を注ぐことになり、大きな成果を上げている。他の学会員も社会政策理論を示しているが、私はそれらを包括的にとらえるよりも、この二人の理論に焦点を絞って検討する方が戦前学会の社会政策基礎理論の特質を明確にするのに役立つと判断した。このことによって成果を上げたと考えているが、ただそのために他の重要な理論を看過することになってしまったかもしれない。

ただ、新進気鋭の学会員であった森戸辰男と櫛田民蔵の理論については簡単ではあるが で触れている。森戸は、無政府共産を社会政策の理想とし、平和的にそこにいたる一過程として社会政策を位置づけている。無政府共産を主張したことにより起訴され、禁錮三ヶ月罰金七十円の刑を受けた。いわゆる森戸事件である。

櫛田は資本主義経済の自己矛盾的展開が社会

政策を必要とするようになる」と説く。さらにその展開において帝国主義的社会政策にいたると主張している。森戸とともに左派の理論家と目されながら、片や理想主義的、片や経済主義的とその立場はまったく対照的である。櫛田の言説は、後に社会政策理論界を風靡する経済還元主義的社会政策論の先駆であった。

ところで「学会」史は、「森戸の理論の根底にあるものは、いうまでもなくマルクス経済学である」(『史料集成』別巻1, 320頁)というが、無政府共産を理想とする彼についてそのように規定するのはいかなるものであろうか。「学会」史は他方、その立場からは高く評価すべき櫛田の理論について少しも触れていない。まったくちぐはぐな解釈である。

(6) 労働組合法論

1924年の社会政策学会第18回大会では労働組合法が共通論題とされ、福田徳三、高野岩三郎、永井亨が報告している。福田は、治安警察法第17条、第30条の撤廃を前提としたうえで、かつて南原繁が起案し、臨時産業調査会に内務省案として提出された同法試案を基本としながらも、南原案が法人格を得た組合に損害賠償責任を負わせていることを批判し、民法の当該規定準用を制限すべきであると主張した。高野は法の規定に関しては福田と同意見であると述べた。つづめていえば、組合の組織化と活動に対する公法 私法上の諸制約を除去しようとする考えであった。

これにたいして、永井は異なった意見を述べている。この大会での論議を紹介している福田敬太郎「労働組合法問題 第十八回社会政策学会における」(『国民経済雑誌』38-1, 『学会史料集成』別巻1所収)では、永井の見解は極度に圧縮されて示されているので、十分には知ることができない。幸いにして2年後に永井は『労働組合法論』を著しているの、その考え

を詳しく知ることができた。彼は労働組合を民法上の法人とは異なる社会的意義 存在をもつものとして、労働組合の社会的存在 機能を法律的存在 機能としようとするものであった。その機能を保障するためには団結権 団体交渉権 ストライキ権を認めることが必要であると説いている。

福田らが基本的にはわが国において自然に発達してくる労働組合をそのものとして認めようとしているのにたいして、永井は先進諸国の経験に照らして労働組合の基本的な機能を確定し、そのうえでそれを積極的に法的な存在として認めようとするものであり、社会法としての理解をより強く打ち出したものであった。

労働組合法を制定する時期について、労働組合がそれを要求するのを待ってからとの高野の発言にたいして、福田と永井は即時実施を主張した。福田は、その運営に従業員を参加させる健康保険組合が企業内労使調和を制度的に促進し、労働組合の組織化と発展を歪めるのではないかと憂慮し、健康保険法に先行して労働組合法を制定する必要を説いた。当時労働組合を排除することを意図しての工場委員制度がすでに存在していたから、彼の憂慮はいっそう現実味があった。永井は、労働組合法は労働者のためのものだけでなく社会一般の利益にそうものであり、また総同盟もこの法について発言し始めているのであるから、今から取り組むべき問題であると説明している。

彼らの構想は、敗戦までは実現する可能性は乏しく、事実、労働組合法はついに成立しなかったのであるが、同法についての考えが以後蓄積されてゆき、それが戦後の労働組合法制定に連なるものであったことを考えれば、史的な意義をもつものであったといえよう。戦略 関係主義からの視界は、本質 必然主義のそれよりもはるかに広く豊かである。

(7) 社会政策思想と社会行政との融合

私は日本社会政策思想史研究の区切りを、1922年の内務省社会局(外局)の設置においた。ここにこの思想と社会行政との融合を見たからである。

社会政策思想家たちは、ドイツの社会政策思想やイギリスの社会改良主義に学びつつ、同時に国内社会問題から刺激を受けてみずからの政策提言を行ってきた。担当官僚は直接に社会問題に対応する(ことになる)立場から、学者よりもいっそう現実的に問題を見ることになるが、同時に国家内外の諸権力関係に拘束されて保守的な姿勢を取ることをよぎなくされる。そこで社会政策思想家は先導的な立場から、言論機関や各種諮問機関での発言によって、関係者や世論を啓発するように努める。

しかし、やがて相互浸透が見られるようになる。学会の有力会員たちは農工商高等会議、職事情調査、救済事業調査会などに参加するが、担当官僚との関係は意見を交わすうちにしだいに接近していく。そして、実質的には内務省の外郭機関である社団法人協調会の発足は、学会そのものを揺るがすことになる。学会員の中は、問題はあれ一歩前進と受け取ってこれに参加するグループと、この融合を批判するグループとに二分されることになる。社会主義にたつ学会員の増加は、この分化をさらに複雑にすることとなった。

融合の決着点は、社会政策行政の統一機関として1922年に新設された内務省社会局(外局)の参与に桑田熊蔵、福田徳三という学会の代表的な理論家に加わったことである。ここから社会政策立法 行政の新たな展開が見られることになった。政策提言の学会としての先導的な役割はここで達成され、その使命を終えたことになる。

このようにして私は社会政策思想の展開を一

貫して戦略 関係主義の立場からとらえてきた。そのことによって学会の起承転結をはっきりと視野に入れることができたと自負している。もとより彼らの政策構想はその存立諸条件との関わりについて、また政策構想としての整合性 有効性、その意図と結果について検証されなければならないが、この点についてはご参照いただきたい。

4 メタ理論の探求

(1) イデオロギー論と構造作用論

を刊行した後、次の研究のテーマをなににしようかと悩んだ。体調が変化する齢にも達し、もはや資料収集 整理 分析 執筆に全力を注ぐほどの体力はない。そこで考えたのは、これまで実践的直観 場所即過程の弁証法を研究のメタ理論としてきたがこれだけでは社会科学的研究に関しては一般的にすぎるので、日本の労使関係 労働運動史、社会政策思想史の研究をするなかで感じ考えてきたことを基とし、さらに現代の先進的な研究者たちの試みから学んだうえで、上記の弁証法を社会科学のメタ理論(方法論 認識論 存在論)へと発展させることであった。彼らの労作を読み、そこから利用できるものは大胆に取りこんでみずからの理論を構成しようと思った。成算などないが、ともかく今後はこの試みに賭けてみようと思いを決した。

E.P.Thompson, *The Making of the English Working Class* (Victor Gollanz Ltd.,1965)は、労働階級の形成を政治 経済 産業はもとより文化 宗教 社会など多面的契機の節合として、豊富な知識を駆使しつつ、流麗な文章で描き出した名著である。イングランドの歴史に不案内な私にはその豊かな内容を十分には理解することはできなかったが、彼がその研究の方法を簡潔に示した序文には強く惹かれた。彼が表題にmakingという言葉を用いたのは、制約条

件だけでなく行為にもとづく能動的な過程に力点を置いたからである。階級は構造や範疇ではなくて、文化的 社会的な形成体である。

このような指摘に同感したが、それは序文の中でごく簡単に示されているにすぎない。もっと詳しく論じたものはないかと探してみると、*The Poverty of Theory, & Other Essays* (Merlin Press, 1978) という彼の著書に行き当たった。本書はアルチュセルの構造主義的解釈をその文章を引きながら痛烈に批判しつつみずからの考えを対置するという形式を取っている。ところが私には、引用されている文章の意味がよく分からない。アルチュセルの著作そのものを読まなければ批判の正否も分からないと考えると、彼の代表的なくつかの著書を読んだ。

その結果、トムソンに批判されるような問題点がたしかにあるとはいえ、その内容は意外としっかりしており、個々の点では教えられることが多かった。歴史進歩主義 (historicism)、人間中心主義 (humanism) を批判する主張には大きなショックを覚えた。私がこの二つの主義に強く影響されていたからである。反省すべき点がかかなりあるなどと思った。また事象を本質 現象としてでなく、関係としてとらえようとしていることには、強い関心を呼び覚まされた。

しかし、特に注目したのは、イデオロギー論であった。彼はイデオロギー的实践を他の水準の社会的実践とともに社会を構成するものとしてとらえた。これはイデオロギーをもつばら構成されるものとして、すなわち社会的地位に規定された虚偽意識としてとらえるこれまでの理解とは明確に異なっていた。彼のイデオロギーの定義はなかなかこみいったものであるが、私は簡単にそれを社会的実践を明示的に方向づける言説として論じることにした。「イデオロギーの終焉」といわれるさいに考えられるような、

強烈な志向性 拘束性をもつ思想を指すのとは異なったものである。すべての人はイデオロギーをもって生きているのである。

アルチュセルは、資本主義社会を維持するには、それに利するイデオロギーを行為者の主体的な意識として再生産することが不可欠とした。そのための機関がイデオロギー国家装置である。これは興味ある着想であるが、また問題点も多い。

彼のもっとも鋭い考察は、個人が主体の形式において獲得するイデオロギーについてなされる。ラカンの理論を組み替えて、小文字の主体 *s* が大文字の主体 *S* との関係において、また他の *s* との関係において自己意識を獲得する論理を明確に示している。個人は他者との関係において自己を想像するが、それにあきたらないで別の他者との、さらに別の他者との関係というように不安定に移行していく。ところで国家 社会 企業 家族などからの強い働きかけを受けて、これらの組織との、また他の個人との関係を自覚するにいたり、ようやく精神的に安定した存在となる。支配的なイデオロギーをみずからのイデオロギーとして確立するに至る過程を説得的に説明している。

このイデオロギー論にたいしては、P.Hirst, *On Law and Ideology* (Macmillan Press Ltd., 1979) が、ポスト構造主義の立場からの射た批判を加えている。この中で私が特に注目したのは、アルチュセルが人間個人を「主体」という単一の端末としてとらえているが、具体的個人は多数の主体の脱中心的な支え手であるとしている点である。同一の個人は、時には世帯主、時には労働者、時には地域住民、時には政党员、時には信者としてというように、状況に応じてさまざまな主体として考え、行動する。それらはバラバラで時に相対立する脱中心的なものである。しかし私は、個人はみずからの考

えでこの複数の主体を節合する単一の主体でもありうると考えた。この節合のうちにこそ、体制順応的な主体とも体制批判的な主体ともなりうる可能性、選択性があるのである。二人の理論を経由して到達したこのようなイデオロギー理解は、政策研究においても、運動研究においてもきわめて大きな意義をもつものである。

ハーストは政治的実践の分析において「起源への言及でなく効果の考察」が重要であると、その構成性を強調する。しかし、被構成性も同じく重要であり、構成即被構成、被構成即構成という論理が必要であろう。政策を要請する現実的諸条件とそれに応える政策的効力とは表裏相接しているものである。しかし、その関係は必然的なものではなく、選択的なものである。

さて、再出発した研究の第一弾は、に第6章として収録した「イデオロギー論 アルチュセル対ハースト」であった。苦闘の産物であったので、容易には理解してもらえないと思っていたが、案の定、反応は乏しかった。トマス・スミス先生が明快であると評価してくださり、ギアツやブルデュの本を読んでみてはとお勧めくださったのは大きな励ましとなった。他方、国内での反応はゼロに等しかった。これからは孤独な歩みになるなど覚悟した。

続いて取り組んだのがギデンズの理論であった。社会的実践の立場から構造と行動の二元論を克服して、構造作用の理論を打ち出している。彼のいう構造は、私の説く実践的直観と場所即過程の弁証法のうちの場所的契機を社会学的立場からより具体的にとらえたものであり、たいへん勉強になった。若干の批判を加えて、私の理論の中に取り込んだ。の第5章「行動と構造 ギデンズの構造作用論」は、その成果である。

(2) 戦略 関係主義

社会政策研究の方法論を立てるには政策主体

である国家に関する理論がぜひとも必要と感じていた矢先に出会ったのが、B.Jessop, *State Theory : Putting Capitalist States in their Place* (the Pennsylvania State University Press, 1990)であった。この本に接することができたのは、たいへん幸せであった。私が求めた道は、すでにジェソップによってかなり拓かれていた。有能で精力的なこの研究者は私よりもずっと先を進んでいた。そこで彼が構築した戦略関係主義を私なりの立場で取り入れながら、社会政策のメタ理論の構成に焦点を絞ってゆくことにした。

初めにまとめたのは、の第4章「国家論と社会政策論 ジェソップの戦略 関係主義」(原題は「国家論と社会政策研究 ジェソップ 国家論に学ぶ」)であった。ジェソップは、さまざまな新しい理論的試みを批判的に、かつ精力的に摂取しながら20世紀第4・4半期以降の世界大転換を鋭くとらえ、独自の理論を積極的に打ち出している。

彼は国家を、総資本を代表する機関、あるいは階級支配ないしは階級調和の機関とするような還元主義的理解を退け、戦略的見地から関係諸要素を節合するという視点でとらえている。国家は社会構成体の一部でありながらこの構成体の結合を維持する責任をもつ自己組織的なシステムであり、他方市民社会、経済もまたそれぞれに自己組織的なシステムである、この三者は相互に対立しながら連結するものとしてとらえられる。アルチュセル ギデンズ ハースト ルーマン ラクラウ&ムフらの理論を精力的に、かつ批判的に摂取してみずからの理論を構築していく。たいへん説得的な展開であった。この理論に依拠しつつ社会政策メタ理論の構成を考えようとしたのが上記の論文であった。さしあたってそこではその要素となる8項目を挙げておいた。

アルチュセル ギデンズ ジェソップのそれぞれの理論に関する前掲の諸論文は苦闘の末に書いたものであり、高画素デジタルカメラの目をもつ者にはそれらは粗雑で局部的で歪みをもつものとして、また固定された防犯カメラの目をもつ者には怪しげで危険なものとして映るかもしれない。粗雑で局部的で歪みをもつものという欠点は私自身自覚しているところである。社会政策メタ理論構成にそれらが役に立つか否かという見地を強く意識してとらえているので、その像がかなりデフォルメされたものとなっていることは否定できない。とはいえこのような見地にたつことによって、ある点ではデジカメ派、監視カメラ派には見えない内奥にまで達することができたとも思っている。

(3) 政策論と社会論

社会政策論においては政策論も社会論も必要不可欠な契機である。日本の社会政策論において経済階級還元主義がヘゲモニー的地位を占めたために多くの場合この二つの契機が無視されがちであったが、例外的にであれそれらがどのようにとらえられてきたかを検証してみるのが、次の課題となった。

の第3章1「政策論としての社会政策論」では、大陽寺順一 氏原正治郎 中西洋の見解を取り上げた。それぞれに国家戦略を基本にして鋭い問題提起を行っている。しかしそれが社会政策理論の体系として確立されることはなかった。

の第3章2「社会政策論における社会論」では、国家と社会とを対立する理念にたつものとしてとらえ、社会政策をそこから導出しようとしたシュタイン ツヴィーディネック ヴィーゼ 桑田 福田の理論を追究した。そこでは経済は市民社会のうちに含まれ、その核をなすものとしてとらえられていた。ついで経済と市民社会とを対立するシステムとしてとらえるポ

ラニー ミンジオーネの理論を取り上げ、また明示的でないがその方向に転回できる可能性をもつ隅谷の賃労働の理論を検討した。そして戦時体制下の国民生活論を批判的に取り上げた後、戦後に生活構造を経済システムと密接な関連にはあるがなお独自の動力をもつシステムとしてとらえた中鉢正美の理論に論及した。きわめて多様ではあるものの戦略 関係主義を指向するような理論的試みがこれまでもなされてきたことが分かる。

5 『社会政策論の方向転換』

戦略 関係主義的社会政策論の探求はその緒についたばかりであるが、はや高齢に達してきたので、わずかながらでも余力のあるうちに研究をまとめて世に問うべき時機にいたっていると判断した。直接社会政策論を論じている諸論文を第 部に、社会政策論ではないが私の社会政策論の形成を導いた諸理論を第 部に配置し、社会政策メタ理論の構想を全体的に示す論文を書き下ろして第 部第1章として置くことにした。「戦間期神戸の労働」は に収録するのが相応な論文ではあるが、もはや を増補することは不可能である、他方私としては新しい試みの論文であるので読者の目に触れる機会を増やしたいと考え、付論(付録)として末尾に据えることにした。そして が出来上がった。

を構成する諸論文についてはすでに触れている。新しいのは、第1章のみである。それは「言説分析の意義」を論ずるところから出発している。言説は社会的実践としてとらえられる。言説はそれ自体としても社会的現実を構成するものであるが、さらに政策的実践を通して社会的現実を変更(構成)する。社会政策論の出発点である社会政策構想は当然ながら言説として示される。社会政策論はそれ自体として社会を構成しているが、それが政策として実行される

ときは、対象そのものに効果を及ぼす。言説の重要性をあらためてここで強調した。

ついでヘゲモニー論を通常とはやや異なった視点から取り上げた。社会政策構想は実際に多様に定立されるが、やがて一つの構想がヘゲモニーを獲得し、政策形成と政策施行とを導いていく。このヘゲモニー形成の条件を解明することは、まさに社会科学の対象となる。そしてそこには本質 必然主義とは異なった認識論 存在論 方法論が成立することになる。

「国家と社会諸システムとの関係」は、国家 市民社会 経済との関係をオートポイエーシス論などを批判的に導入しつつ追究したものである。政策と自己組織的なシステムとの関係を検討することは、言説的实践を構成という契機からのみとらえることの限界をも明らかにする。

オートポイエーシスの理論は、システム内の構成と変動を、さらにシステム間の関係を鋭く、ダイナミックに捉えている。それは生物学の研究から生まれた理論であるが、意識・自己意識、言説的・政策的実践、労働・コミュニケーションという社会特性への配慮を怠らなければきわめて有効である。平板で静的な機能主義的理解を克服するためには不可欠な理論であるといえよう。

統治 (government) と編整 (governance) のところでは、国民国家の統治力の弱体化と諸勢力の連合によるさまざまなレベルでの編整の強化とに触れ、社会政策におけるその動向に簡単に言及したものである。福祉国家論のところでは、ジェソップのいうケインズ主義的 福祉増進的 国民国家からシュムペーター主義的 就業促進的 ポスト国民的体制へという理解をトーフニングの批判と合わせて紹介している。

なお他に多くの点に論及しているが、詳しくはこの本をお読みいただければ幸いである。

実践的直観と場所即過程の弁証法という私の従来の立場と戦略 関係主義的社会政策論という新しい理論がどのようにつながっているかについては、次の文章をご参照いただきたい。

「局面における諸関係の凝縮が解決すべき問題を人びとに突きつけるが、社会的実践の立場からこのことを直観した人は、問題を構成する諸要素を認識し、また問題に取り組むに必要な諸要素を選択して、それらを節合し、政策プログラムを構想する。解決すべき問題を人びとに突きつけるという点から見れば、局面における諸関係が政策構想の起因となるが、その政策構想はそれによって必然的に構成されるのではなく、当該の人がみずからの決断と判断によって偶有的 選択的に構成するのである。それは構成即被構成、被構成即構成の矛盾的同一の関係にある。ところで政策構想は複数の人(さらにその確立段階では団体)によって複数に構成されるのであるから、諸政策構想間の関係が成立し、この関係が反転してそれぞれの構想に影響を及ぼす。この関係においてヘゲモニーを獲得するためには、それを可能にするようにその政策構想を再編成し、それを支える社会的基礎、歴史ブロックを求めなければならない」(14-15頁)。

私の研究回顧を次の文章で締めくくりたい。「長年の労苦の末にようやくたどり着いた出発点が同時に引退の時になるとは、牛の歩みしかできない者の悲劇であるが、たとえ出発点なりともそこに達し得たという、遅鈍な者なりりの安堵感 満足感を覚えている」(ii)。

(いけだ・まこと)